

運輸安全マネジメントに関する取組

旅客自動車運送事業運輸規則及び当社安全管理規定に基づき、当社の運輸安全マネジメントに関する取組について次の通り公表いたします。

1 輸送の安全に関する基本方針

- 1) 社長は輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、従業員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
- 2) 安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず、輸送の安全に努める。
- 3) 輸送の安全を確保する為の重点施策を定める。
- 4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2 輸送の安全に関する目標と達成状況

- 1) 29年度の目標
 - ① 乗務員高齢化につき、健康管理を積極的に行い、「健康起因による事故」を発生させない。
 - ② 歩行者、自転車、バイクとの事故件数ゼロを目指す。
 - ③ 重大事故の撲滅
 - ④ 交差点における「出合頭」「右折」「左折」「転回」時の事故件数ゼロを目指す。
 - ⑤ 車両単独事故、バック事故を対前年比50%削減する。
 - ⑥ 飲酒運転の排除は勿論、特にスピード、携帯電話使用などの違反件数ゼロ。
 - ⑦ 事故件数の6割以上の自損事故を半減させる。
- 2) 輸送の安全の確保に関する投資額
 - ・ 運行管理者のスキルアップ、知識の修得のため、外部講師を招いて研修の実施
- 3) 28年度の達成状況と29年度の目標

	事故総件数		人身事故件数	
	目標	発生件数	目標	発生件数
平成27年度	97件	168件	2件	4件
平成28年度	90件	202件	2件	6件
平成29年度	100件		0件	

3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

該当項目	件数
自動車事故報告規則第2条第3号に該当するもの。	2件

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙、組織図による

5 輸送の安全に関する重点施策

- 1) 輸送の安全の確保が最も重要である意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守する。
- 2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- 3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に於いて必要な情報を伝達、共有する
- 4) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、的確に実施する。
- 5) 輸送の安全を確保する為、乗務員の健康管理を積極的に行っていく。

6 輸送の安全に関する計画

- 1) 事故防止委員会の設立
乗務員の中に、事故防止委員会を設置し月1回定期的な会議を開催し色々な観点から事故防止に努めていく。
- 2) 事故惹起者教育の強化
事故審議会に於いて、原因の究明及び再発防止策の解明
- 3) 交通安全運動の積極的な展開
期間中の目標・施策を設定、意識の高揚を図る。
- 4) 安全に関する指導・教育の徹底
(8 輸送の安全に関する教育及び研修計画 参照)
- 5) 車両整備の徹底
 - ① 3か月点検の完全実施
 - ② 日常点検の徹底
- 6) 改善基準違反による長時間労働時間と過重労働の絶滅
- 7) 労働安全衛生の活性化
健康診断の受診、再検査などの再診を100%受診させる。
生活習慣病の予防、対策、改善を指導する。
- 8) 自動車事故対策機構の適性診断検査を適宜実施する。
- 9) ドライブレコーダの映像を、予防、指導に活用していく
- 10) 外部講師を招いて、定期的に研修会へ参加させていく。
- 11) 無事故乗務員への表彰制度を設け関心度を高めていく。

7 事故、災害に関する報告連絡体制

別紙、緊急時の連絡機構図による。

8 輸送の安全に関する教育及び研修計画

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1) 運行管理者、整備管理者に対する教育計画 | 月1回 実施 |
| 2) 乗務員に対する教育計画 | 月1回 実施 |
| 3) 事故惹起者に対する教育計画 | 月1回 実施 |
| 4) 事故惹起者に対する特別教育 | 随時 |
| 5) 安全運転優秀者に対する表彰計画 | 年1回 実施 |
| 6) 輸送の安全推進に係る啓蒙行事 | 年4回以上 実施 |
| 7) 乗務員の健康に関する指導計画 | 年2回以上実施 (衛生管理者による) |
| 8) 高齢乗務員に対しての健康指導 | 年2回以上実施 (衛生管理者による) |

9 行政処分の内容と講じた処置、及び講じようとする処置

	行政処分の内容	講じた処置及び講じようとする処置
平成28年9月7日	運賃料金変更事前届出違反	適正運賃の確認での引受を徹底していく
平成28年9月7日	連続運転時間の未遵守	ダイヤ改正を行い休憩時間の確保を行う (平成29年4月1日の改正で実施)
平成28年9月7日	乗務員に対する指導教育 ができていない	安全マネジメントに従い計画的な指導教育 を行う